



労働局・労働基準監督署 ってどんなところ？





労働基準監督官とは



労働基準監督官は、行政職員と司法警察職員
の2つの役割を任っており、労働基準監督署等
に配属され、法令に基づき、あらゆる職場に立
ち入り、労働基準法などの労働関係法令が遵守
されるよう企業に指導し、**企業と労働者の双方
が働きやすい環境を実現していくことを任務**と
する厚生労働省の専門職員です。

労働基準法 第101条



労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の付属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

働き方改革

賃金不払残業

労働災害

過労死



監督指導業務

安全衛生業務

主に従事する業務の種類

司法警察業務

労災補償業務





労働基準監督官になるには

人事院・厚生労働省が行う

- ・「労働基準監督官A（法文系）」
- ・「労働基準監督官B（理工系）」

のどちらかの試験に合格する必要があります。

労働基準監督官採用試験

検索



<採用試験のスケジュール>

試験の
申込

2月頃

1次
試験

5月頃

1次
試験
合格者
発表

6月頃

2次
試験

7月頃

最終
合格者
発表

8月頃

志望
労働局
面接

8月頃

労働基準監督官の業務 ～監督指導業務～

労働基準監督官が行う監督指導業務
（定期監督と申告監督）の流れなどを
解説します。

監督指導業務

安全衛生業務

主に従事する種類

司法警察業務

被災補償業務



労働者から相談や
その他各種情報を精査



臨検監督に出発



機械・設備、作業を確認



労務関係資料を確認



指導文書の交付

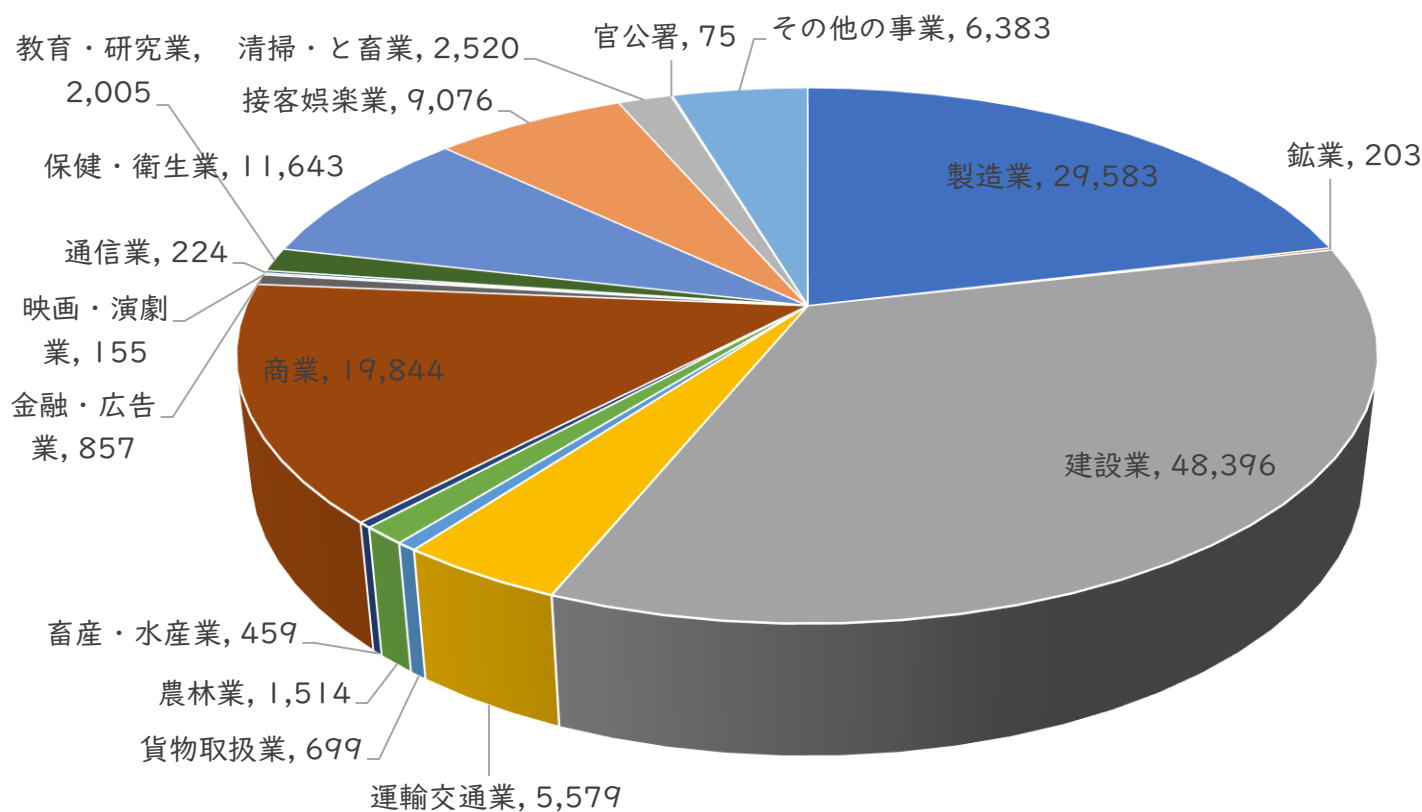


定期監督

(主体的、計画的に実施する監督指導)

令和5年は、**全国で約14万件**実施し、そのうち**約70%**の事業場において何らかの労働基準関係法令違反が認められました。

これらの法違反のほとんどは、**労働基準監督官の指導等によって是正**されています。



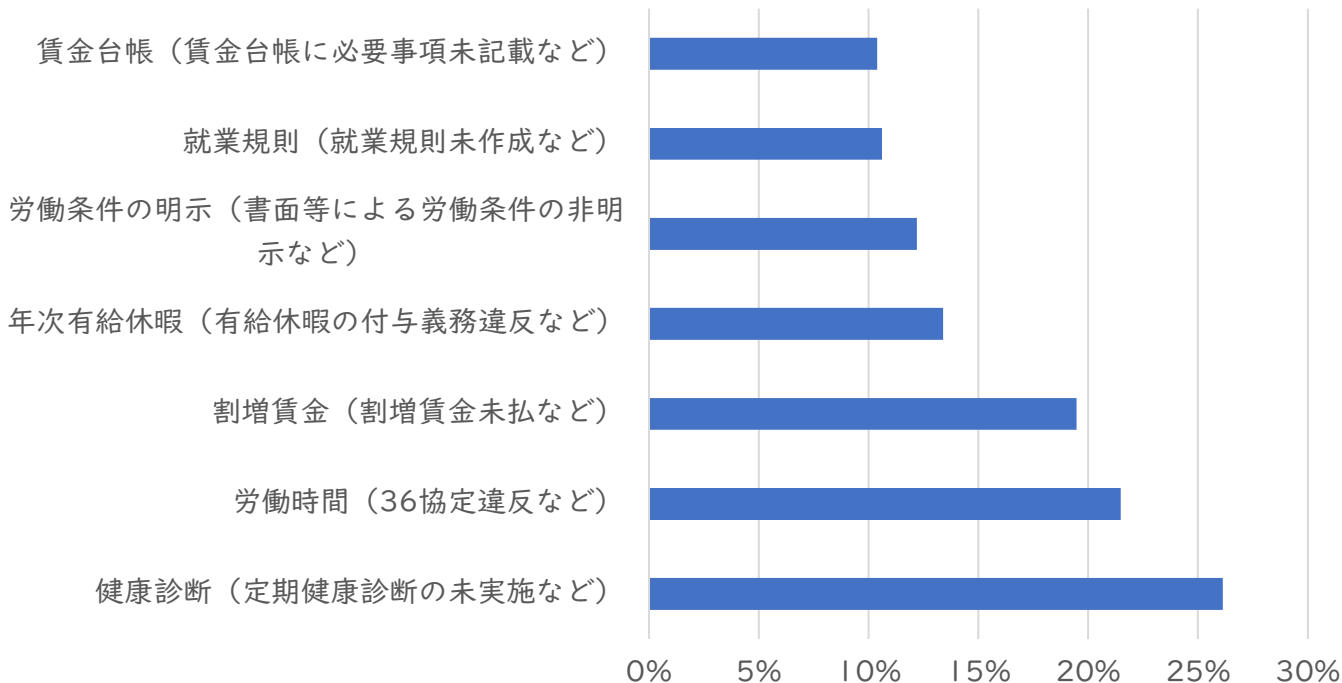
令和5年労働基準監督年報より

定期監督

(主体的、計画的に実施する監督指導)

定期監督で指導を行った主な法令違反事項としては、健康診断、労働時間、割増賃金に関する指導などを実施

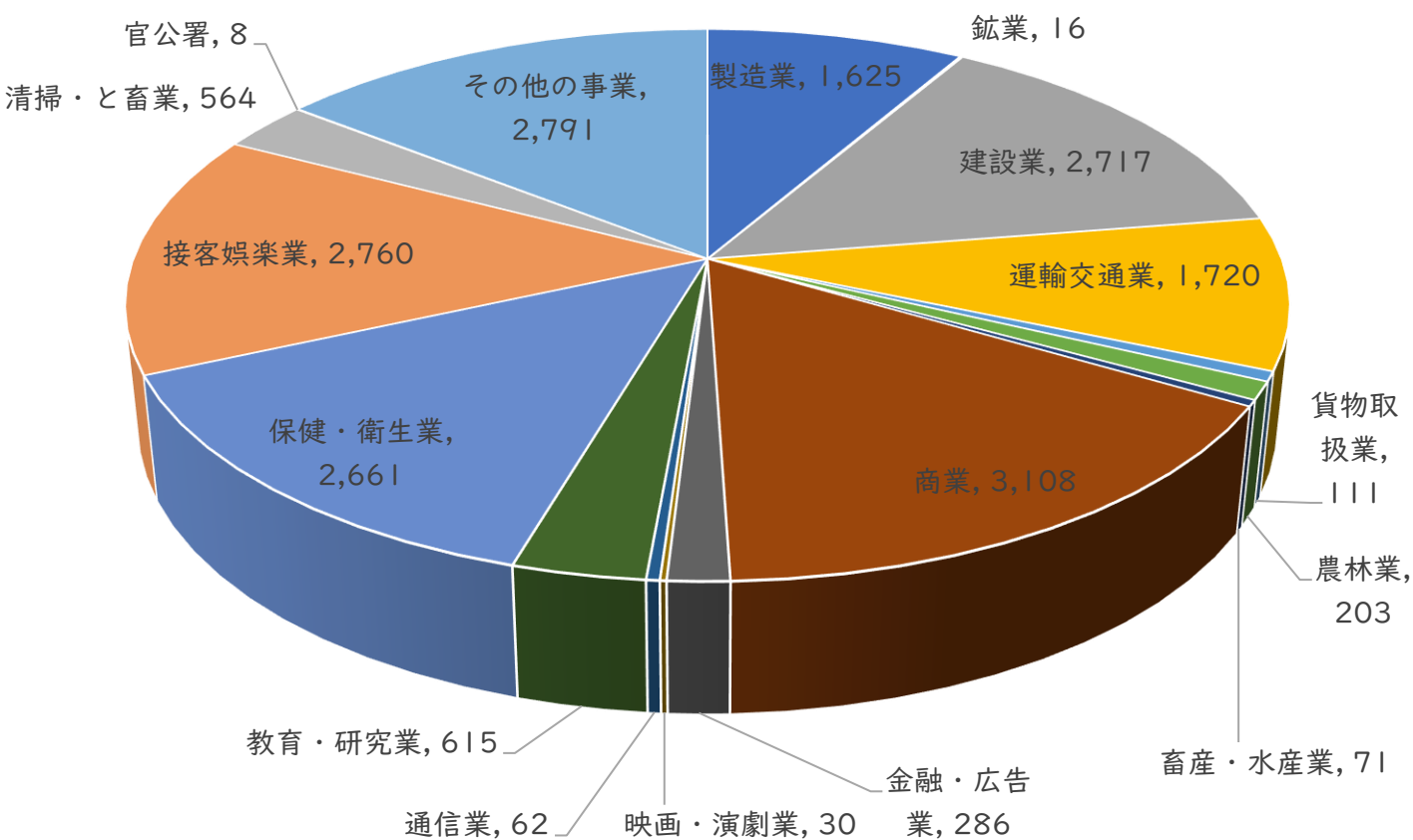
指導を行った主な法令違反事項の割合（指導件数／監督件数）



申告監督

(労働者等からの申し立てを契機に実施する監督指導)

令和5年には、**約1万9,000事業場**に監督指導を実施しており、そのうち**約69%**の事業場において、法律違反が認められました。

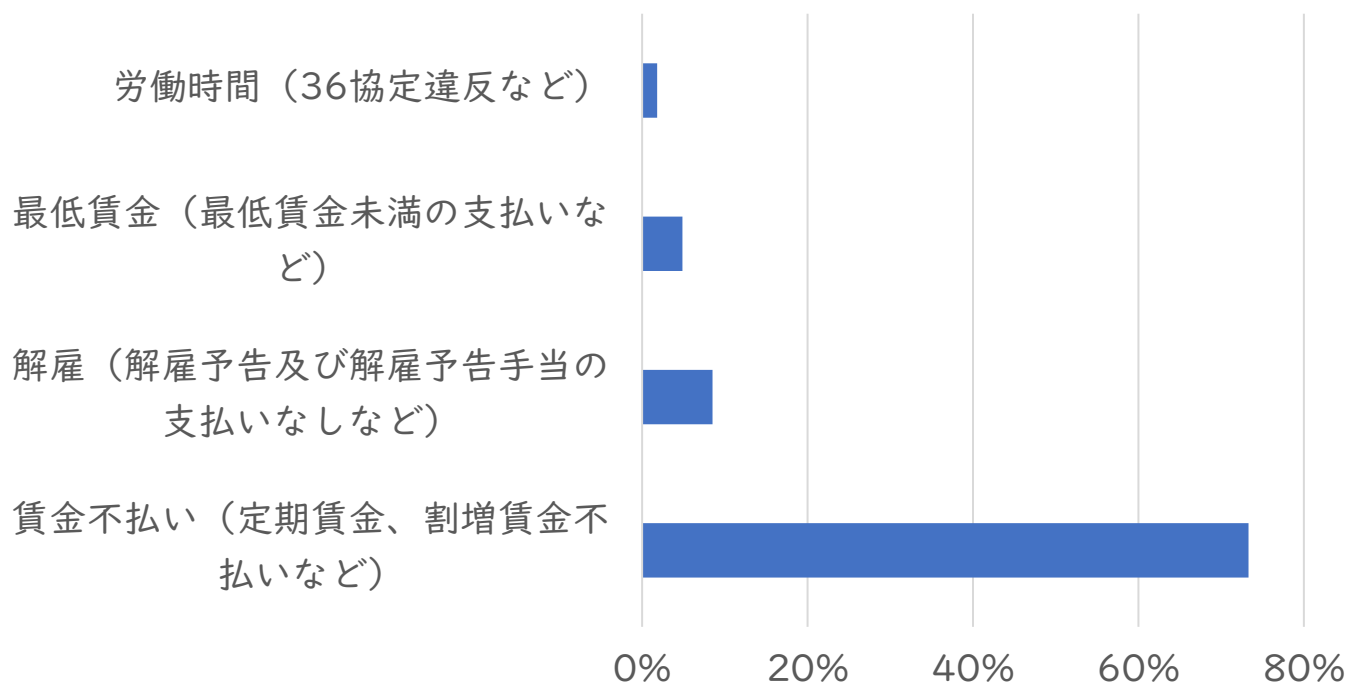


申告監督

(労働者等からの申し立てを契機に実施する監督指導)

申告監督で指導を行った主な法令違反事項としては、賃金不払い、解雇、最低賃金に関する指導などを実施

指導を行った主な法令違反事項の割合 (指導件数/監督件数)



令和5年労働基準監督年報より

労働基準監督官の業務

～安全衛生業務～

労働基準監督官は、労災事故が発生しないよう設備や機械の安全確認を行ったり、災害原因を分析して再発防止指導などを行います。

監督指導業務

安全衛生業務

主に従事する業務の種類

司法警察業務

労災補償



機械や設備の安全確認



労働基準監督署に届け出られた設備や機械が、法令等に則って安全に設置されているかを確認します

災害調査



労働災害が発生した際、災害原因などの調査を行い、再発防止の指導を行います



労働災害防止計画の策定

我が国の労働災害による死亡者数は、**長期的には減少傾向**となっています。一方で、死傷者数は近年、**増加に転じている**状況であり、主に**第三次産業（飲食・小売業、社会福祉施設）**での死傷者数が増加している。そのため、労働災害防止計画（第14次）を策定し、第三次産業の労働災害の削減にも注力しています。

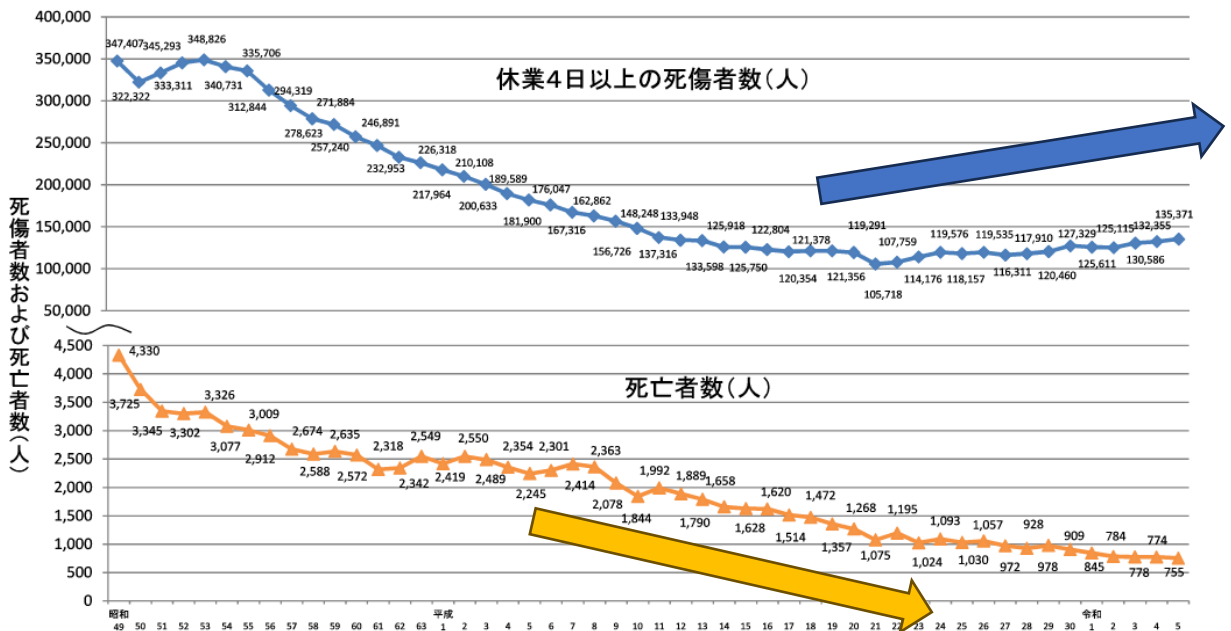
労働安全衛生法 第6条



厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・ 死亡者数は、長期的に減少傾向にあり、過去最少となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、3年連続で増加した。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

労働災害の分析と指導

令和5年の死傷者数で件数の多い事故の型

事故の型	死傷者数	事故の多い業種
転倒	36,058人	①商業(小売業等) ②保健衛生業 ③製造業
動作の反動・無理な動作(腰痛等)	22,053人	①保健衛生業 ②商業(小売業等) ③製造業
墜落・転落	20,758人	①建設業 ②陸上貨物運送業 ③商業(小売業等)
全体	135,371人	

出展：厚生労働省発表資料より

第三次産業（商業や保健衛生業）で事故件数が多くなってきており、これらの業種の企業に事故防止の指導や周知なども行っています。



労働基準監督官の業務 ～労災補償業務～

仕事や通勤が原因で負傷した場合などに、労働者やそのご遺族に対して、**労働者災害補償保険**（いわゆる労災保険）の給付を行うために、審査や調査を行い、労災保険適用の有無や給付範囲などの判断（認定）を行う業務です。

監督指導業務

安全衛生業務

主に従事する業務の種類

司法警察業務

労災補償業務



療養（補償）給付

治療が必要な場合、
無料で病院を受診



休業（補償）給付

働けない場合
給料の約8割を支給



介護（補償）給付

介護を受けている場合
その費用を支給



障害（補償）給付

障害が残った場合
年金か一時金を支給



遺族（補償）給付

亡くなられた場合
遺族の方に年金か
一時金を支給



主な労災保険の給付には
このような種類があります

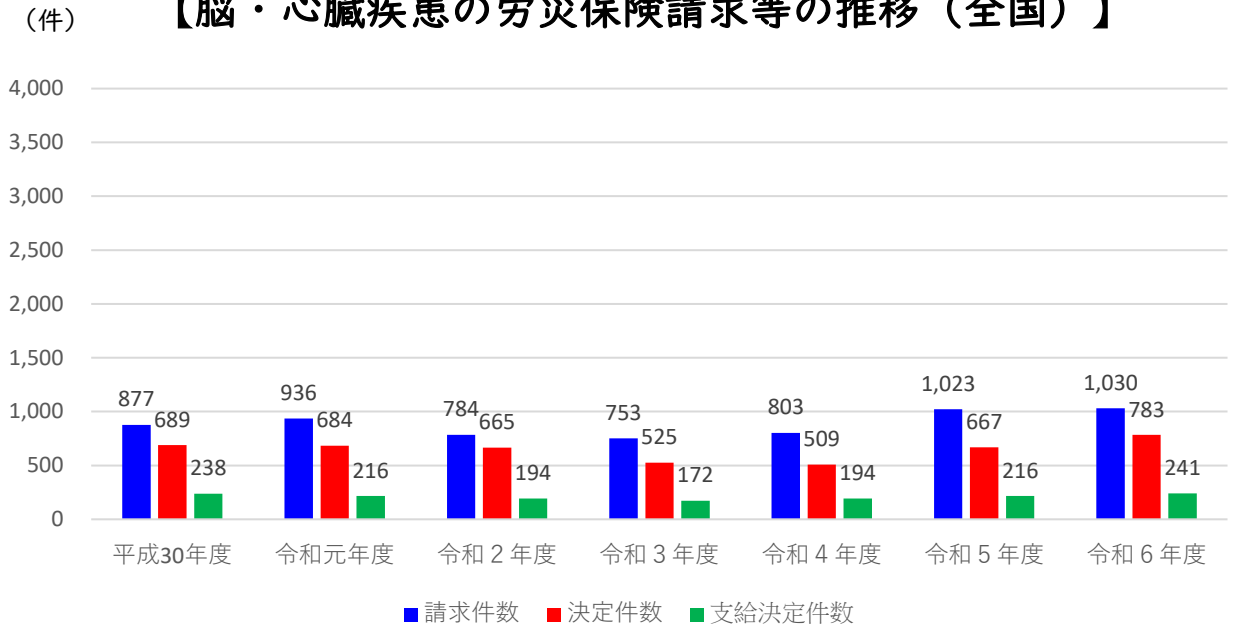


労災認定の調査

労災認定（仕事や通勤が原因での負傷・疾病かどうか等の判断）に当たっては、被災者や事業場関係者などから聞き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。

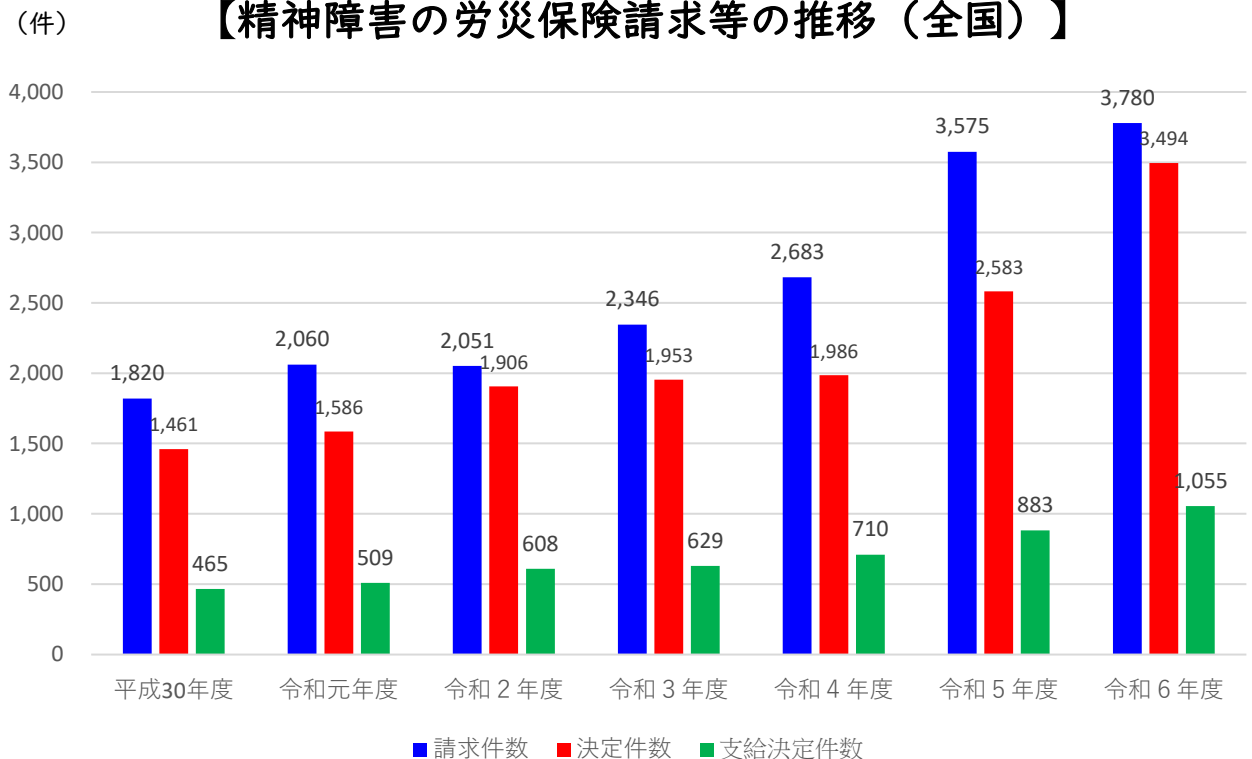


【脳・心臓疾患の労災保険請求等の推移（全国）】



近年、「精神障害」の労災保険の請求件数が増えてきています

【精神障害の労災保険請求等の推移（全国）】



(資料出所) 厚生労働省報道発表資料

労働基準監督官の業務

～司法警察業務～

労働基準監督官は司法警察員の職務も担い、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案については、司法警察員として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、搜索・差押えなどの強制捜査を行い、検察庁に送検することがあります。

監督指導業務

安全衛生業務

主に従事する業務の種類

司法警察業務

労災補償業務



取調べ



搜索・差し押さえ



証拠品の分析



検察庁に送検



労働基準法 第102条



労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

送検件数の多い**労働基準法**等違反被疑事件（令和5年）

事項	概要	送検件数
賃金の支払	定期賃金の未払など	169
労働時間	36協定で定める限度時間の超過など	38
労働条件の明示	書面等による労働条件の非明示	16
割増賃金	割増賃金の未払など	14
全体合計		295

送検件数の多い**労働安全衛生法**違反被疑事件（令和5年）

事項	概要	送検件数
設備等	機械への挟まれ・巻き込まれ防止の未措置など	151
作業方法	墜落・転落防止の未措置など	126
報告等	労働者死傷病報告の未提出（労災かくし）など	102
就業制限	重機の無資格運転など	26
全体合計		489

労働基準監督官の業務

～その他の業務～

労働基準監督官は労働関係法令に関する相談やセミナー等での講師、また、行政指導とは別に企業が法令を遵守できるよう様々な情報提供などの訪問支援活動なども行っています。

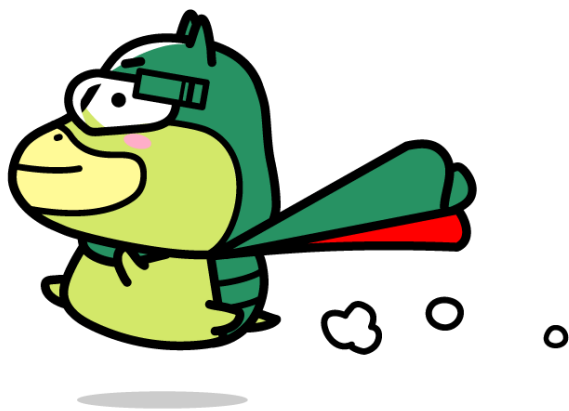
監督指導業務

安全衛生業務

主に従事する業務の種類

司法警察業務

労災補償業務



労働法令の相談対応



セミナー講師



企業訪問支援



事業主のみならずへ

勤務間インターバル制度が 従業員の働き方を変える!

従業員の休み方

勤務間インターバル制度の導入は事業主の努力義務です

その問題
勤務間インターバル
を導入することで解決します

副業・兼業の促進に関する ガイドライン わかりやすい解説

- 本パンフレットでは、「副業・兼業の促進に関するガイドラインをはじめとして、副業・兼業に関する以下のページにまとめて掲載していますので、<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsugi/>

令和7年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和7年4月1日から、中小企業に、働き方改革の取組が活用されています。このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年休取得の促進に向けた取組に積極的に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

課別による助成金の活用事例

企業の課題
助成金による取組
改善の結果

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を問わず
都道府県労働局 雇用促進・均等部 または 雇用促進・均等室にお尋ねください。

申請書の記載事項を掲載している「申請マニュアル」や「申請書」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.grants-postal.go.jp/>)

(2025.4)

テレワークを活用する企業、労働者の皆さまへ

テレワークの 適切な導入及び 実施の推進のための ガイドライン

厚生労働省

詳しくは資金引き上げ特設ページでチェック
<https://www.safetchingin.info/chingin/>

資金引き上げ 特設ページを開設!

この特設ページには、資金引き上げを申請した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な資金引き上げ率の推移を掲載しています。資金引き上げを検討される際に、参考にしてください!

資金引き上げ特設ページのメニュー

- MENU1 資金引き上げに向けた取り組み事例の紹介
- MENU2 地域・業種・職種ごとの平均的な資金引き上げ率
- MENU3 資金引き上げに向けた政府の支援策の紹介

地域・業種・職種の平均的な資金引き上げ率

いざ資金を引き上げようと思っても、いざにすれば良い企業が多いところ。資金引き上げ率の推移を掲載しています。資金引き上げを検討される際に、参考にしてください。

業種	平均的な資金引き上げ率
製造業	1.2%
建設業	1.5%
卸売業	1.8%
小売業	2.1%
飲食業	2.4%
宿泊業	2.7%
運輸業	3.0%
情報通信業	3.3%
金融業	3.6%
不動産業	3.9%
医療業	4.2%
教育業	4.5%
福祉業	4.8%
芸術文化業	5.1%
スポーツ・娯楽業	5.4%
その他	5.7%

詳しくは資金引き上げ特設ページでチェック
<https://www.safetchingin.info/chingin/>

企業からの求めに応じて、企業を支援する助成金や法令などの様々な制度の紹介や解説も行います!



